



消費税増税 8%~10%に!

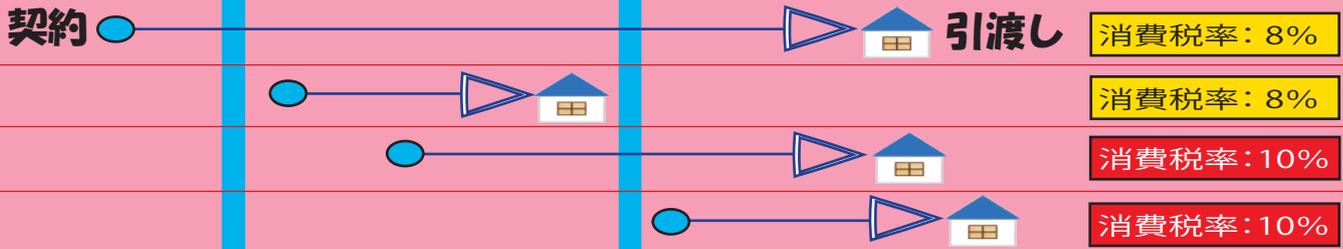
2019年10月 1日に、消費税が8%から10%に引き上げられる事はご存知かと思えます。2%の増税で大変負担は大きくなります。特にこれから住宅の新築、リフォーム等を考えておられる方、消費税増税による影響はどの様なものか?増税前と、後ではどの様な違いがあるのか調べてみました。



住宅工事に関する、消費税10%への引き上げ時の経過措置

6ヶ月前
(2019年3月31日)

税率引き上げ
(2019年10月1日)



※ 注文住宅の場合、工事期間が着工から完成引渡しまでおよそ、6ヶ月程度かかります。(設計プラン、見積は別) 2019年 9月30日までに工事が完成すれば、消費税8%ですが、10月 1日を超えると消費税10%になります。しかし、2019年 3月31日までに請負契約を交わしておけば、10月 1日を過ぎて完成しても消費税8%が適用になります。(但し、契約外の追加工事等が発生した場合、その分の消費税は10%になります)

消費税10%になっても 負担を軽減させる政策がある

消費税が上がったら、増税分の負担が増えるだけではありません。2014年消費税が8%に引き上げられた時、負担を軽減するために「すまい給付金」制度が新設されました。これは、一定の収入以下(年収 510万円以下が目安)の人が住宅ローンを借りて家を作る場合は、収入に応じて最高30万円の給付が受けられる制度で(年齢が50歳以上の方は、住宅ローンを借りなくても受けられる場合がある)、これが、消費税10%になると給付額は最大50万円に引き上げられ、収入の上限(年収 775万円以下が目安)も引き上げられます。



この他、親や祖父母から資金贈与を受ける場合の「贈与税の非課税枠」も消費税8%の現在は、最大 1,200万円ですが、消費税10%になると、最大 3,000万円まで贈与税がかかりません。



結局、いつ建てる方がお得?

いつ建てるのがお得なのかは、それぞれの場合で異なります。増税で増える負担と、負担を緩和する制度を天秤にかけ、8%で建てるか、10%で建てるか、どちらが自分にとって有利なのかを個々でシュミレーションしてみる事が有効です。



例えば、親や祖父母から援助をたくさん受けて「贈与税の非課税枠」を利用する人や、「すまい給付金」の対象になる方など、思ったより少ない金額だった、という方もいらっしゃるかもしれません。

人によっては必ずしも8%で駆け込んだ方が良いという事ではないと思います。消費増税の負担を軽減させる制度を理解し、いつ建てた方が良いか家族でよく話し合しましょう。

弊社でもお客様に合ったプランをお調べします。是非、ご相談下さい。